

○

○

再開 午前 11 時 37 分

○門間委員長 それでは、再開いたします。

御質疑願います。

あなだ委員。

○あなだ委員 私からは、男女共同参画推進費であります。

このたび男女共同参画が、女性に対するDVやセクハラの根絶、性差や役割分担の否定、女性の社会進出など、女性のためのものと、誤って多くの方に理解されているのではないかと。そうした疑問視される市民の方々の声もあり、本市の男女共同参画の考え方を確認しながら、平成24年度の男女共同参画推進費について伺ってまいりたいと思います。

まず、男女共同参画とは、文字通り男女が互いの性差を認め、尊重した上で多様な価値観を認め、男女が協力してよりよき社会づくりに参画をしていくというもの

であり、その妨げとなる、例えば性別による行動規制ですとか男尊女卑的な差別意識など、これを廃していくものと捉えておりますが、市においても同様の認識であるかどうか確認したいと思います。

○高桑総合政策部政策調整課男女共同参画担当課長 旭川市の男女共同参画の推進に関する基本的な考え方についての御質問です。

旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例の前文では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成」を重要な課題としておりまして、男女の性差や男女の区別を一切否定するというものではなく、男女がそれぞれの個性と能力を生かすことを目指すものであり、性別による制約や男尊女卑などの男女差別意識などをなくしていこうという考えであります。

以上です。

○あなだ委員 本市においては、男女共同参画社会の実現に向けて、平成15年4月から旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例を施行し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年10月に、第2次となるあさひかわ男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画の推進及び推進に関する施策を実施してきたところであります。

そこで、平成24年度の男女共同参画推進費における取り組み、事業目的、概要、成果についてお示しくください。

○高桑総合政策部政策調整課男女共同参画担当課長 平成24年度の男女共同参画推進費における取り組みについての御質問でございます。

男女共同参画推進費については、あさひかわ男女共同参画基本計画にのっとり、広く市民に男女共同参画社会の実現へ向けた理解を深めていただき、浸透させていくことを目的としております。

平成24年度の男女共同参画推進費の事業概要につきましては、平成24年度決算額は82万3千円でありまして、附属機関である男女共同参画審議会を開催し、男女共同参画苦情処理制度の運用を行うとともに、市民意識の浸透を図るため、男女共同参画フォトコンテストの実施や講座、講演会等の啓発事業を実施いたしました。

男女共同参画推進費の事業成果といたしましては、男女共同参画審議会を2回開催いたしまして、あさひかわ男女共同参画基本計画の進行管理等に関する審議を行うとともに、啓発事業である講座、講演会につきましては、男女共同参画出前講座を9回開催し、延べ330名に受講いただき、男女共同参画塾inきゃんぱすを1回開催し、参加者274名、男女共同参画リレー講座を2回開催し、延べ参加者数26名、男女共同参画講演会を1回開催し、参加者数128名となっております、男女共同参画の推進に関して広く市民の皆様へ周知を深めたところです。

以上でございます。

○あなた委員 国の第1次基本計画では、ジェンダーフリーという言葉に象徴されるとおり、男女の違いを差別と捉え、偏った考えを持つ方々に悪用された経緯というものもあります。その結果、第2次基本計画の中では、このような当たり前なことが明記をされております。

1つ目が、「『ジェンダーフリー』という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる」。

あるいは、この2点目として、男女共同参画社会基本法上の積極的改善措置、ポジティブ・アクションは、「男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない」と。

そうしまして、国の第2次基本計画では、男女共同参画が一部の者に故意に拡大解釈、曲解された結果、その考え方について、こうして再定義を迫られ、そして現在、第3次の基本計画に至っているわけであります。

そこで、まず、本市、平成24年度男女共同参画推進の事業におきまして、市民意識の浸透を図るため、多くの広報、啓発事業が実施されてきたところでありますが、これら事業が国の基本計画でも再提示されました男女の区別に基づく一切の社会通念、伝統を否定するものや誤解を招くものとはなっていないか、お示しいたきたいと思っております。

○高桑総合政策部政策調整課男女共同参画担当課長 国の男女共同参画基本計画2

次計画と平成24年度男女共同参画推進事業に関する御質問です。

平成17年度に策定された国の第2次男女共同参画基本計画の中には、ジェンダーフリーという用語の使用につきましては、性差を否定したり、男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族や伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なるということや、積極的改善措置に関しましては、「自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する『機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう」と定義されており、男女共同参画社会基本法の積極的改善措置は、「男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない」との記載がありますことを認識しております。

平成24年度の男女共同参画推進費の事業におきましては、その内容が男女の性差や男女の区別に基づく一切の社会通念や伝統を否定するものではなく、男女が個人の能力によって社会のあらゆる分野に参画することができる機会が確保され、社会的、文化的利益を享受でき、ともに責任を担う社会を目指す内容となっております。

以上です。

○あなた委員 このたびの質疑に当たりまして、本事業の広報、啓発事業に用いられた関連資料や関連条例などを確認させていただきましたが、本市における男女共同参画が市民に誤解を与えたり、これがミスリードをするものとなっていないか、事業の性質上、十分な配慮を求めていくためにも、何点かの疑問点に対して市の見解を伺ってまいりたいと思います。

まず、平成24年度の男女共同参画推進の主要事業と実施状況についてお示しください。

○高桑総合政策部政策調整課男女共同参画担当課長 平成24年の男女共同参画の主要事業と実施状況についての御質問です。

平成24年度の男女共同参画の推進に関しましては、あさひかわ男女共同参画基本計画に基づき、総合政策部が所管する男女共同参画推進費を初め、各部の関連事業を主要事業として位置づけ、進行管理をしております。

あさひかわ男女共同参画基本計画に基づく平成24年度の主要事業、施策の方向性についてでございますが、3つの目標、9つの基本的方向、20の施策の方向性からつながる主要事業は、平成24年度は101事業であり、総合政策部及び各部によって取り組みをしているところです。

推進状況として主な例を挙げますと、男女共同参画の意識づくりとして出前講座や講演会を開催し、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援については、旭川市配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者暴力の防止と被害者支援に努めました。

また、政策・方針決定過程の女性の参画の拡大としては、市の附属機関における女性委員の比率向上につきまして、計画策定時数値の平成22年4月1日現在30.9%が平成25年4月1日現在は34.3%と向上し、市の女性職員の登用の促進と職員研修の充実では、職員の基本研修において、男女共同参画の講義を実施するとともに、女性職員の職域の拡大などにより、女性の管理職の割合は、これは行政職でございますが、平成22年4月1日現在で5.7%が平成25年4月1日には8.5%となっております。

以上です。

○あなだ委員 政策・方針決定過程の女性の参画の拡大、市の女性職員の登用の促進と職員研修の充実、こうしたカテゴリーにおいては成果を上げているということであると思います。

そして、これら事業はあさひかわ男女共同参画基本計画に基づき進められているということでしょうか。

○高桑総合政策部政策調整課男女共同参画担当課長 主要事業につきましては、あさひかわ男女共同参画基本計画にのっとり進められております。

以上です。

○あなだ委員 平成24年度のあさひかわ男女共同参画基本計画に基づく3つの目標、9つの基本的方向、20の施策の方向性から成る主要事業は101事業ということでしたが、事業構成についてお示しいただきたいと思います。

○高桑総合政策部政策調整課男女共同参画担当課長 あさひかわ男女共同参画基本計画の事業構成に関する御質問です。

あさひかわ男女共同参画基本計画の平成24年度の主要事業のうち女性のみを対

象としているのは、再掲載されているものを含め延べ20事業で、男性のみを対象としている事業はございませんでした。

また、この女性のみを対象としている事業の例としては、女性相談、附属機関への女性の登用、女性職員の管理職への登用、妊婦健康診査などの事業となっております。

以上です。

○あなだ委員 女性にかかわる各相談窓口体制の充実と連携や女性に対する暴力根絶についての認識の浸透など施策の方向性が示されておりまして、女性のみを対象としている事業は20事業ということでありましたけれども、男性対象の事業がないのはなぜでしょうか。

また、女性相談だけではなく男性相談の必要性もあると考えますが、いかがですか。

○高桑総合政策部政策調整課男女共同参画担当課長 男性対象の事業が少ないことについての御質問です。

主要事業には、母子家庭と同様に父子家庭も対象になる事業等もございますが、男性も女性も同様に、生活にかかわり多様な問題が生じて相談が必要になることがありますけれども、女性の場合につきましては、体力面や妊娠、出産といった性差や性別による固定的な性別役割分担意識の弊害などのため、就労などにおいて不利な側面や一定の制約があること、あるいは家庭に密着した悩み事があることなどから、特に女性相談を設置しているなど、女性に関する施策が実施されているところでございます。

男性の悩み事に関する相談先といたしましては、男性でも女性でも相談できる窓口として市民相談センターがございまして、この窓口から、例えば法律の相談窓口であれば法律相談ですとか、相談内容によっては旭川いのちの電話など民間相談窓口を紹介するなど、各相談窓口の特徴を生かして、相談内容に適した対応を行うよう努めているところでございます。

以上です。

○あなだ委員 女性の場合は、女性相談の設置の必要性があるということでございます。一方で、男性の悩み事に関しては、男女ともに相談できる市民相談センタ

一や法律相談、あるいはいのちの電話にお問い合わせくださいということでありました。

男性も妊娠、出産以外は女性同様、体力面や性差、性別による固定的な役割分担意識の弊害、就労、家庭などの悩み事があります。お伺いしたとおり、性別に限定される事業実態は、女性対象事業が20、男性対象事業はゼロ、本市男女共同参画行政が、男性無視とまでは言いませんけれども男性軽視とはなっていないか、再度見解を伺いたいと思います。

○長谷川総合政策部長 現在の男女共同参画の事業につきましては先ほど御答弁したとおりでございますが、女性についての施策というものが多いいということでございます。

これにつきましてはやはり、男女共同参画に対する施策のこれまでの経緯から、そのような現在の事業になっているということであるというふうに考えております。国の法律におきましても、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、配偶者暴力防止法ですけれども、法律の中でもやはり、男性から女性からの区別なく、その暴力を排除し保護するという法律の規定になってございますが、その前文にはやはり、男性の被害も当然あるわけですが、「多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている」というふうな記述で前文にも規定されてございます。

そんな意味で、現実的に見ればやはり、女性に対するそういった男女共同参画社会の実現のための施策を現時点ではやはり、まだ必要な施策として考えなければならないというのがこの政策の現状であるというふうに考えております。

○あなだ委員 ここで併記しなかったのが、内閣府の平成24年度の統計によりますと、平成23年の自殺者の男女構成比は、男性が69.2%、女性が30.8%と。自殺者の約7割が男性と、深刻な状況となっております。

そこで、男性にもDVやセクハラ、ストレス障害などありますし、特に男性の場合は、「男のくせに」、「男だから」、そういったプライドや価値観、気軽に相談できない、そういった孤立化にも陥りがちである。そうした結果、大事に至ってしまうということで、これは自殺者の7割が男性という、この数字が物語っているの

ではないかなと思うわけでありませう。

行政においては男性より女性のほうが多様な問題を抱えている、こうした、ある種、これも固定的な考えなのではないかなと思うわけでありませうし、旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例の前文にもありませうとおり、性別にかかわりなく男女共同参画社会の形成に向けた事業推進が求められると考えるわけでありませうけども、いかがでしょう。

○長谷川総合政策部長 今おっしゃられたとおりでというふうに思ひませう。

この男女共同参画社会の実現のための施策というものは、性別にかかわりなく個人一人一人が尊重され、そして平等であると。そして、それぞれの人が個性あるいは能力を最大限発揮できる、そういった社会になることを目指しているというのがこの政策の基本的な考え方であるというふうに考えておひませう。その中で、現実的には、今おっしゃられましたように、男性の場合もそういった多くの悩みを抱える場合も当然あるでしょうし、女性の場合も当然あるだろうというふうに考えておひませう。

そうしたときに、その社会の中でそういった施策をどういうふうには、それを改善、あるいはそれに対する対応をしていくかということではござひませうが、先ほど答弁申し上げましたとおひ、これまでの社会的な役割、性別による役割分担意識というもののからいたしませうと、国の男女共同参画の基本を定めた推進法にもありませうとおり、やはり女性に対する相談センターでありますとか、あるいは婦人相談員と、そういった規定も法律の中ではござひませう。現在のところは、そうした女性への不利な状況、このところを是正するというものが現時点では大きな施策として、これまでの経緯からして出てきていると、そういう現状にあらうかと思ひませう。

ただ、今後ずっとそのとおひかというとは、やはり、時代の流れ、あるいは意識の変化というものが今後もあらうかと思ひませう。そうした意識変化に応じた施策というものは今後、常に見直しし、考えていかなければならないというふうには考えておひませう。

○あなだ委員 ここで区切りがよろしいのですけれども。

○門間委員長 よろしいですか。じゃ、そのようにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○門間委員長 それでは、再開いたします。

御質疑願います。

あなだ委員。

○あなだ委員 午前中に引き続き、男女共同参画推進費について伺ってまいりたいと思います。

午前中におきまして、事業構成が女性の20事業に対し男性のみを対象としている事業がないということで、男性軽視とはなっていないか伺ってまいりましたが、男性の立場云々というよりも、男女の平等、中立という観点で質疑をさせていただきたいと思います。別な角度から伺ってまいりたいと思います。

先ほど男女共同参画の事業推進に関しては、あさひかわ男女共同参画基本計画の通りに進行管理されているということを確認させていただきましたが、この市の基本計画が正しいものであり、正しく運用されなければ、これに基づいて進行管理される男女共同参画の各事業が適切なものになっていきません。

そこで、市の基本計画の根本たる男女の人権尊重と平等意識の浸透の現状と課題において、市はこのように認識を示しております。

平成21年3月に公表された、内閣府の「男女間における暴力に関する調査」報告書によると、3人に1人の女性が「配偶者からの暴力経験あり」と回答していることが報告されており、被害者の多くは女性であると記載がされております。私も、内閣府のホームページからこの報告書を確認してみましたところ、確かに女性の3人に1人が配偶者からの暴力経験ありとなっておりますが、この後に、男性も5人に1人が配偶者からの暴力経験ありと、非常に深刻な結果が載っていたわけであります。

市のこうした基本計画の中では、被害者の多くが女性であるとして、男性被害者には一切触れない市の男女共同参画に対する姿勢について、見解を伺いたいと思います。このような認識でよろしいのでしょうか。

○高桑総合政策部政策調整課男女共同参画担当課長 内閣府の男女間における暴力

に関する調査報告書に関する、市の認識に関する御質問です。

配偶者間における暴力に関しましては、夫から妻への暴力だけではなく、妻から夫への暴力も同様に深刻な社会問題であると認識しております。

以上です。

○あなた委員 このような表記は、行政として、男性から女性へのDVも女性から男性へのDVも、男女等しく問題視し、同等に取り組むべきと考えますが、どうでしょうか。これでは男女の人権尊重と平等意識の浸透を図るところか、DVの多くが男性から女性に対して行われていると市民に誤解を与えかねませんし、世の男性を断罪することにつながりかねません。女性の3人に1人、男性の5人に1人が配偶者からの暴力経験ありと正しく事実を周知するべきであり、DV被害者の多くが女性であるという市の基本計画の認識については実態にふさわしくありません。見直しを求めたいと思います。

また、被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、男女共同参画社会の実現の妨げとなるとして、施策の方向性でも女性に対する暴力根絶についての認識の浸透を打ち出しており、事業推進をされてきておりますが、これに対しても、男女の差別なく、全ての暴力根絶についての認識の浸透という確かな認識のもと事業を進めるべきではなかったのか、市の見解を伺いたいと思います。

○高桑総合政策部政策調整課男女共同参画担当課長 「女性に対する暴力根絶についての認識の浸透」との施策の方向性を「全ての暴力の根絶についての認識の浸透」という認識に立つべきではないかとの御質問です。

配偶者への暴力は、性別を問わず社会問題であります。国の現行の第3次男女共同参画基本計画におきましても、女性に対するあらゆる暴力の根絶が施策の基本的方向に定められておきまして、あさひかわ男女共同参画基本計画におきましても、女性に対する暴力根絶についての認識の浸透に加え、配偶者等からの暴力被害者の支援の施策の方向性としておきまして、市の配偶者暴力相談支援センターでも男女問わず相談等を受け付けしているところでございます。

平成24年4月に公表されました内閣府の「男女間における暴力に関する調査」報告書におきましては、配偶者からの被害経験の有無につきまして、被害経験が「あった」は女性が32.9%、男性が18.3%となっております。あさひかわ男女

共同参画基本計画の中間年の見直しでは、こうしたことなどの状況も踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○あなだ委員 市の基本計画の中間年の見直しにおいては、検討していただけることに期待をしたいと思います。

そこで、市の基本計画では「女性への暴力」と限定した表現が多用されております。平成24年度の事業施策にも反映されてきていますが、暴力という行為は、男女問わず違法なものであります。暴行罪や傷害罪として処罰の対象にもなります。

「女性への暴力」を「全ての暴力」に改めることで、性別にとらわれない安全な社会の実現を目指すのが男女共同参画なのではないでしょうか。

今回、DVを一例として取り上げさせていただきましたが、男性への暴力も深刻な状況の中、女性への暴力と限定し強調することは、女は弱いから強い男が守るべきだという男尊女卑思想と実質同義となります。男女差別を助長することにもなりかねないとは私は考えております。行政として、性別にとらわれない施策こそが求められていると考えておりますが、見解を伺いたいと思います。

○長谷川総合政策部長 ただいま御質問にありましたとおり、性別にとらわれない施策ということが大事だと思います。固定的に男性だから女性だからということではないと、そういう社会にしていくというのが、この男女共同参画社会に対する政策の一つの行き着く考え方でございますので、その点につきましても、今後、政策を考える場合においては、今までもそういうふうにしてきておりますが、今後におきましても、そういう性の差なく参画できる、そういう社会づくりに向けた施策の推進をしてまいりたいというふうに考えております。

○あなだ委員 それで、この基本計画の中でも、人々の中に長い時間をかけて形成されてきた社会通念や慣習、及び制度などにおける男女の不平等感や、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担を繰り返し否定をされているわけでありませう。

市民の意識啓発を行っていく必要があるとして、平成24年度、さまざまな男女共同参画の啓発事業を行ってきておりますが、なぜに行政がこうした性別役割分担を否定し、市民の家庭内にまで干渉しなければならないのか。また、人々の中に長

い時間をかけて形成されてきた社会通念や慣習がなぜにだめなんでしょうか。制度などにおける不平等感とは一体何なんでしょうか、具体的にお示しいただきたいと思います。

○高桑総合政策部政策調整課男女共同参画担当課長 固定的な性別役割分担意識などについての御質問でございます。

これは、性別によって一律に、男は仕事、女は家庭、男性は主要な業務、女性は補助的業務と分けてしまうことで、個人の能力や個性が生かせないような場合を見直ししようとするものであって、例えば働きたい女性ですとか、もっと家庭参画を進めたい男性が固定的な考え方で阻害されるようなことをなくしていこうとするものでございます。

法制上の不平等に関しましては、現在、国連の女子差別撤廃委員会から勧告を受けております民法の男女の婚姻適齢や再婚禁止期間などが課題として取り上げられております。

以上です。

○あなだ委員 ただいまの答弁のように、男は仕事、女は家庭、男性は主要な業務、女性は補助的業務と一律に分け、個人の能力や個性が生かせない場合等、条件づけて、こうした固定的な性別役割分担はいけませんよということであれば理解はできます。市の基本計画では、そのような前提が全くないまま性別役割分担が繰り返し否定されているわけでありまして、例えば行政が、夫が働き妻は専業主婦、そういった家庭のあり方を否定する、そのような誤解を招くような表現となっているように思います。こうした表現には細心の注意を払いながら事業を進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○高桑総合政策部政策調整課男女共同参画担当課長 固定的な性別役割分担に関する表現についての御質問です。

夫が働き妻は専業主婦と決めつけ、全てそうあるべきという分担意識の見直しをしようとするものなどございまして、夫が働き妻は専業主婦という各家庭のあり方を否定しているということではございませんので、固定的な役割分担に関する表現において、誤解を招かないよう留意してまいりたいと考えております。

以上です。

○あなだ委員 しっかりと留意していただきたいと思います。

冒頭、国の基本計画を例に、男女の区別に基づく一切の社会通念、伝統を否定するもの、誤解を招くものではないと確認をさせていただきましたが、市の男女共同参画推進において、それらが恣意的解釈、運用がされていないかということで、例えば平成24年度に開催された市の講座、講演会等の啓発事業で使用された資料において、例えば固定的差別役割分担を否定し、女性の社会進出をよしとするような、こうした表現が目立つわけであります。

これに対しては、ただいま今後の表現における留意を約束いただきましたが、例えば良妻賢母という表現は、性別役割分担となるため使ってはならない。内助の功は、夫を陰で支えるものという考えが前提となっているため使ってはならない。補佐役と言いかえましょう。嫁、婿、しゅうと、しゅうとめも、戦前の家父長制的な家制度に基づく考え方であるとして不適切。これらは男尊女卑的な表現などであるといった、少々行き過ぎた資料が講座、講演などで使われております。

一律に伝統的家族形態や表現を固定的や対等でないと決めつけ、否定し、女性が働きに出ることが望ましいと、市民に誤った認識を与えかねません。そもそも家庭の中で誰が主体的な稼ぎ手となるかは、それぞれの家庭の問題であります。男女が和合し、築き上げてきた良妻賢母や内助の功といった日本独自の相互信頼に基づく古きよき伝統文化まで否定することが男女共同参画社会の形成となるのか、正しい方向に進んでいるのか、お答えいただきたいと思います。

○高桑総合政策部政策調整課男女共同参画担当課長 啓発事業の資料に関する御質問です。

出前講座の資料のうち、対等でない言葉に関する資料につきましては、その言葉の受取手の方にとっては対等でないように聞こえる場合もあることの例示でありまして、これまで当たり前とっていたことに対する気づきのための参考資料として使用しているものでございます。

講座を実施する場合の資料の使用に当たりましては、誤解を招かないような資料を作成するよう留意するとともに、参考の一例であるなど、資料の性質について十分説明を行ってまいります。

以上です。

○**あなだ委員** これ、誤解を招く方は非常に多いと思うんです。もちろん、人それぞれ、言葉の受けとめ方は違うと思います。十分説明を行っていただくということではありますが、私は、我が国の伝統や文化を大切に多くの日本人からすれば、良妻賢母、内助の功といった表現は、美しい言葉として受けとめられるのではないかなと思っております。これを性別役割分担であるとか男尊女卑的と捉える、こうしたものは、ごく少数ではないのかなと思うわけではありますが、それを行政がわざわざ、男女が対等でない言葉である、注意を払えというのはやはり、少々行き過ぎであると思うわけでもあります。

こういった考えの押しつけというのは、例えばアメリカのレディーファーストという文化、こういったものも不適切なものとなってしまうと思います。これは、教育行政においても同様の取り組みがされているわけでありまして、これで真の国際人を育成することができるのか、疑問に思うわけでもあります。

国の第3次基本計画の基本的な考え方の中においても、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な概念や考え方を重視し、国際的な協調を図るとあり、男女の区別に基づく一切の社会通念、伝統を否定するものにはなってはならない、これは指摘をさせていただきたいと思いますが、これに何かありましたらお答えいただきたいと思っております。

○**高桑総合政策部政策調整課男女共同参画担当課長** 男女共同参画の推進に当たっての観点に関する御質問でございます。

旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例第6条におきまして、「男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責任を果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない」と定めておりまして、就労や地域活動と家庭生活の両立を理念とするものでございます。

以上です。

○**あなだ委員** ちょっと答えになっていないような気がするんですけど、部長、何か補足がありましたらよろしくお願いします。

○**長谷川総合政策部長** 言葉で固定的な価値観を持ってしまうということがあれ

ば、その価値観をお互い認め合うというのがこの社会の中では大事なことではないかなというふうに思います。いろんな価値観を持つ人がこの社会にいるわけで、それを認め合うということが男女共同参画社会のまず基本でなければならないと。それが個人を尊重するという意味でありますし、両性の平等ということにつながるものだというふうに思います。

ですから、今、いろいろな言葉の中で、伝統ですとか、そういったことにつきましても、その価値観を認め合うには、そういうことで、決して否定はできないというふうに考えております。

○あなた委員 多くの啓蒙・啓発事業というものが中心となっております、この男女共同参画におきまして、ちょっと、いろいろ、この事業というのは、解釈によってはいいものにもなり、悪いものにもなっていくような、そういった性質を持っていると考えているところでありまして、こうした事業で使われている一連の資料、関係法令、条例といったものを一度総点検していただきたい、そう指摘をさせていただきたいと思います。

そして、最後のほうに向かっていきたいと思いますが、この事業を確かなものにしていくためにも、例えばそういった誤解であるとか恣意的解釈、こういったものを招かないように、男女共同参画の推進にはさらなる配慮が求められると思うところでもあります。

これまで指摘の点に加えまして、特にこの男女共同参画は、女性の社会進出、育児の社会化をとおし、安価な労働力を求める経済界や働きたい母親の都合ばかりが優先されている、子どもの最善の利益という視点が欠けていると、そういった厳しい意見も多く出てきているところでもあります。

本市の男女共同参画は、男女平等、個性尊重としながら、働く女性の立場、こういったところの偏りというものが感じられるのではないかなというところは先ほど御指摘をさせていただいたところでもありますけれども、男性や専業主婦の立場、子どもの視点、こういった広い視野を持って、社会全体を見据えた男女共同参画社会の実現というものを進めてもらいたい。課題、今後の取り組みについて、見解を伺いたいと思います。

○長谷川総合政策部長 家庭のことにつきましては、これも家庭の中ということで、

それぞれ、他の人がそれを強制するとか、あるいはとやかく言うというものでは決してないのではないかなというふうに思います。それぞれの人の価値観の中で、それぞれの人が人生観なり生活観なり、そういったものを持ちながら生きていくということの中での生活、それを他の人も尊重するということが大事なことはないかなというふうに考えております。

男女共同参画社会基本法におきましても、家庭生活における活動と他の活動の両立ということで、その法律の基本理念の一つとして、家庭生活における条文も規定しているところでございます。

私どもの男女共同参画社会のいろいろな施策につきましても、国の基本法が基本法として、ひとつ我々のいろんな施策の基本となる法律でありますので、そうしたものに準じながら地方公共団体の責務としてやっていくという一つの枠組みがございます。そんな中で、この家庭生活におきましても、国の基本法の枠組みというものをひとつ置きながら考えていきたいと。その中にはやはり、性別による役割分担というのは、これは当然あるわけでございますが、ただ、それが固定的にというところが問題を生じる原因でありまして、それを固定的に考えることによって、いろいろな社会的な不都合が生じるということになりますと、これを改善、是正する必要が社会的に出てくる場合があるというのが、先ほど言いました男女共同参画社会基本法、あるいは私どもの旭川市における基本条例、これの基本的立場だというふうに考えております。

ですから、今後におきましても、社会通念とか慣行とか、そういったものによって、仮にそういう不都合が生じているとすれば、それはそういったものを改善していく必要があると、それがこの政策、施策の今後の考え方だというふうに考えております。

また、一方で、女性の労働についての、今、お話がございました。確かに、安価な労働力というような形での考え方に立ちますと、これはまた、やはり、男女の平等ということから外れてくるんだろうというふうに思います。男性だから、女性だからということではなく、その人の能力、個性を發揮することができる、そういう社会であるべきだと、雇用環境であるべきだというふうに考えております。

今、国におきましても、総理大臣が先日、9月の末、国連でも女性の登用という

ことにつきましても、国際的にもそういったことを言って、日本の立場も明らかにしております。これから女性の雇用の中での位置づけということも、大きな今後の課題になっていくのではないかなというふうに思います。そういったことにも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○あなだ委員 最後にしたいと思うんですけども、ただいま安倍首相の女性登用のお話が出ましたけども、その一方で、安倍首相からは、妊娠、出産を機に退職した方の理由、これを調査したところ、仕事の両立が難しいことよりも、家事や育児に専念するため自発的にやめたという人が実は一番多かったと。子どもが生まれた後も、ある程度、一定期間、子育てに専念したいという女性が本当に多い。それで3年育休ということで、これの推進も述べておりましたが、先ほども申し上げましたとおり、働く女性の立場だけではなく、子どもの最善の利益という視点、健全な家族観という観点から進めていただきたい。

それと、あと1点、さまざまな条例の枠組みという話もおっしゃられております。旭川市の男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例、これは平成15年に施行されています。これの前文では、女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントや差別的扱いなどの人権侵害あるいは性別による固定的な役割分担等とこれを反映した制度や慣行が依然として存在しており、男女平等の実現には、なお一層の努力が必要と、女性の視点から入っているわけではありますが、先ほど、これまでも指摘させていただきましたとおり、部長からも、時代の流れ、意識の変化への対応という言葉がありました。

10年たって、今、テレビなんかを見ておりましたが、草食系男子、肉食系女子と、そういった表現にも代表されるとおり、男性のDV、5人に1人の男性が女性からDVを経験している、こうした世の中になっておりますので、そういった観点もお忘れなく、今後しっかりと、子どもの目線、高齢者の目線、若者の目線、男女にこだわりなく進めていただきたいということをお願いしまして、終わりたいと思います。

○門間委員長 お疲れさまでした。